

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】日本版スチュワードシップ・コードの改訂案を公表／金融庁

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融庁は、3月21日、「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の改訂案を公表し、パブリックコメント手続き（4月20日まで意見募集）に付しました。

<https://public-comment.e>

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225024072&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225024072&Mode=0)

「日本版スチュワードシップ・コード」は2014年2月に策定され、以後2度の改訂を経てきましたが、2024年6月に「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」から「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」が公表され、スチュワードシップ・コードの更なる見直しが提言されました。

今回の改訂案は、これを受け、2024年10月からの「有識者会議」での検討を経てまとめられたものです。

今回の改訂案では、柱となる8つの「原則」の内容に変更はありませんが、各原則の下での「指針」（および注記事項）が改訂されています。改訂案のポイントは、大きく次の2点です。

- (1) 金融商品取引法の大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化（2024年5月金商法改正）を踏まえた、「協働エンゲージメント」の促進と実質株主の透明性向上に向けた見直し

[改訂案] 指針4-2. 機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

[改訂案] 指針4-6. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

- (2) 本コードが採用する「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）の観点から、一定期間の経過により実務への浸透が進んだ箇所を削除・統合・簡略化する等のスリム化／プリンシプル化のための見直し

[改訂案]（実務への浸透等の観点から、いくつかの指針や注記事項の削除、記述の統合・簡略化が行われています。）

なお、「スチュワードシップ・コード」では、「アセットオーナーである企業年金について、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象とすることを念頭に置いている。」（同コード注9）とされており、受入れを表明した機関投資家のリストが公表されています（2024年12月31日時点で333件、うち年金基金等84件）。

<https://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/list/20171225.html>

<補> 「アセットオーナー・プリンシプル」との関係について

2024年8月に内閣官房・新しい資本主義実現本部事務局から公表された「アセットオーナー・プリンシプル」では、次のようにスチュワードシップについて記載

されています。

[原則5] アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf

また、内閣官房の担当官は次のような解説をしています。

- ・「アセットオーナー・プリンシプルでは、受益者等のためにアセットオーナーの運用力の高度化を図るという主眼があり、また、スチュワードシップ・コードについては、投資先企業に対する働きかけのための対話といったことに主眼が置かれているという形で異なっている部分がある」、また「スチュワードシップ・コードの対象とする機関投資家と本件のアセットオーナーには重なりがある」といった指摘がアセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会でなされている。
- ・両者の関係性が明らかになるよう、(アセットオーナー) プリンシプルではスチュワードシップ責任を、受益者のために最善の利益を勘案して運用を行う上で求められる様々な原則の一つとして取り上げている。この責任を果たすにあたっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上で、その趣旨に則った対応を「行うことを検討すべき」としており、「行うべき」とはしていない。これは、(アセットオーナー・プリンシプルの) 原則5のコンプライにあたり、日本版スチュワードシップ・コードを必ず併せて受け入れなければならないとまではしないものの、その趣旨に則った対応を求めるものである。

(内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 企画官 今泉宣親

『「アセットオーナー・プリンシプル」の策定とその概要』より)

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kikou/>

【参考】

「アセットオーナー・プリンシプル」に関して、当社から発信する年金NEWSを
以下にまとめております。

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info/aop_siryou-ichiran.pdf

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202504-170-0004-D